

2015西尾 キャンペーンレディ が決まりました

市の観光をPRする「2015西尾キャンペーンレディ」の選考会が5月10日に行われました。選考の結果、次の4人が決まりましたので、ご紹介します。

今後は、西尾祇園祭をはじめ、市内外のさまざまな観光イベントに参加します。

問市観光協会 (☎65・2169/商工観光課内)

【キャンペーンレディに聞きました】

①居住地/②職業/③趣味/④好きな食べ物/⑤好きな異性のタイプ/⑥チャームポイント/⑦西尾といえ
ば/⑧西尾のお勧め観光スポット/⑨抱負や目標



いまにし 今西のぞみさん (20)

①西尾市/②大学生/③絵を描くこと・音楽を聴くこと/④お好み焼き/⑤面白い人/⑥笑顔/⑦抹茶/⑧歴史公園/⑨西尾キャンペーンレディに選んでいただき、大変光栄に思います。これからより多くの方と西尾市の魅力を共有し、発信していけるよう、一生懸命頑張ります。皆さんとお会いできるのを楽しみにしています。1年間よろしくをお願いします。



うちだりな 内田莉菜さん (19)

①西尾市/②大学生/③カフェ巡り/④お寿司/⑤一緒にいて楽しい人/⑥笑顔/⑦抹茶/⑧歴史公園・佐久島/⑨大好きな西尾市のキャンペーンレディに選んでいただき、大変光栄に思います。多くの方との出会いを大切に、西尾市の魅力がたくさんの方へ伝わるように明るく笑顔で活動していきたいと思っています。皆さんとお会いできるのを楽しみにしています。



いのうえりよ 井上理代さん (20)

①名古屋市/②大学生/③テニス/④みかん/⑤落ち着いている人/⑥丸顔/⑦抹茶/⑧旧近衛邸/⑨西尾キャンペーンレディになることができ、とても光栄です。私は茶道の経験があります。西尾市にはお茶に関するさまざまなイベントがあるので、とても楽しみです。明るく笑顔で頑張りますので、1年間よろしくをお願いします。



さめしまみさ 鮫嶋美佐さん (21)

①西尾市/②会社員/③ライブに行くこと/④母の手作りハンバーグ/⑤包容力のある男らしい人/⑥わし鼻/⑦抹茶/⑧佐久島/⑨西尾キャンペーンレディに選んでいただき、ありがとうございます。生まれ育った大好きな西尾市で、このような貴重な体験をさせていただけることを大変光栄に思います。多くの方との出会いを大切に、笑顔で一生懸命頑張ります。



「おもてなし大学2015」を開催します



昨年度の様子



観光の魅力を来訪者に伝えるためには、おもてなしの心を持って接することが大切です。市では昨年度、市内の観光資源を紹介する情報を共有し、情報発信などをするおもてなし隊「一期一会」を結成しました。

今年度も、隊員を育成するためのおもてなし大学を開講しますので、ぜひご参加ください。

対市内在住または在勤、在学の18歳以上で、月に1～2回程度開催する講座に参加でき、修了後に観光情報通信員として協力できる方

内歴史や文化財、観光資源を知る講座、有識者を招いた講座、観光資源を知るための市内視察、観光資源を生かした体験コースの開発や実践

定30人

申込期限 7月17日(金) ※必着

申申込用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送、ファクスで商工観光課観光担当（〒445-8501住所不要/ファクス・1321）、または直接西尾観光案内所(名鉄西尾駅構内)、各支所へ。電話での申し込みはできません。申込用紙は各施設に用意。市観光協会ホームページからもダウンロードできます。

他①応募者多数の場合は抽選で決定し、結果を通知します ②7月30日(木)午後1時30分から、開講式を行います ③講座で必要な経費などは、実費負担となります。

問商工観光課観光担当 (☎65・2170)

西尾市防災カレッジを開催します

地域の自主防災活動のリーダーとして活躍していただけの方を養成する講座です。

対防災活動に理解と意欲のある方

講座名・日時など 下表のとおり

場市役所22会議室（2階）

定各60人程度

¥無料

申問各講座の前々日までに、電話で危機管理課防災担当（☎65・2137）へ。

他①1講座のみの受講も可 ②講座内容など詳しくは、お問い合わせください。市ホームページでも閲覧できます。

番号	講座名	日	時	講師
1	自主防災活動に役立つ救出・救護技術	7月11日(土)	午前10時～11時30分	市危機管理課職員
2	家具等の転倒防止対策	7月11日(土)	午後1時～2時30分	吉良住宅建設協同組合理事長 倉嶋三男氏
3	津波避難のありかたについて考える	7月19日(日)	午前10時～11時30分	愛知工科大学准教授 板宮朋基氏
4	災害に備えて知っておきたい「お金」の知識	8月1日(土)	午前10時～11時30分	CFP®(国際上級ファイナンシャルプランナー) 二村猛氏
5	子どもへの防災教育の重要性	8月8日(土)	午前10時～11時30分	名古屋大学防災教育アドバイザー 近藤ひろ子氏
6	警察の防災活動	8月8日(土)	午後1時～2時30分	西尾警察署警備課長 桑高辰己氏
7	広域複合災害について考える	8月22日(土)	午前10時～11時30分	名古屋大学特任教授 金田義行氏
8	住宅耐震改修の必要性	8月22日(土)	午後1時～2時30分	市耐震化アドバイザー・一級建築士 天野哲弥氏
9	愛知県における災害対策	9月5日(土)	午前10時～11時30分	県防災局災害対策課主査 青山幸久氏
10	避難所運営ゲーム(HUG)	9月5日(土)	午後1時～4時	県防災局災害対策課主査 青山幸久氏

MANAB I フェスタを開催します

7月31日(金)～8月2日(日)の3日間、年に1度の一色学びの館の祭り『MANAB I フェスタ』を開催します。

申7月18日(土)から、直接一色学びの館へ。19日(日)からは、電話での申し込みもできます。

問一色学びの館 (☎72・3880)

イベント名	対象・時間など	申込
子ども一日司書	対 小学4～6年生 時 7月31日(金) 午後1時～4時 内 図書館司書の仕事体験 定 10人(先着順) ¥ 無料	必要
市民映画「オシニ」映写会	時 8月1日(土) 午前10時～11時15分 定 40人(先着順) ¥ 無料	不要
親子でかんたん！ きれい！ ステンド グラスをつくろう	対 小学生以下の親子(小学3年生以上は1人でも可) 時 8月1日(土) 午後2時～3時30分 内 身近な道具と材料で、ステンドグラスを作ります。 定 10人(先着順) ¥ 無料	必要

イベント名	対象・時間など	申込
古本の無料 リサイクルバザー	時 8月1日(土)～30日(日) 午前9時～午後6時 ※月曜日を除く。 内 古本や古雑誌の無料配布 ¥ 無料 他 なくなり次第、終了	不要
講演会 『子どもと本を結ぶ もの』	時 8月2日(日) 午前10時～11時30分 内 児童書の紹介など 定 40人(先着順) ¥ 無料 講 ブックギャラリー・トムの庭 店主 月岡弘美氏	必要
クイズ・工作ラリー	対 小学生以下のお子さん 時 8月2日(日) 午後1時30分～3時 内 クイズと工作を行います。 ¥ 無料	不要

保育園と幼稚園の臨時職員を募集します

採用職種・応募資格・募集人員など 下表のとおり

採用予定日 随時

勤務場所 市内の公立保育園・幼稚園

選考方法 面接

持(各1通) ①履歴書 ②資格証明書の写し(保育士証や幼稚園教諭免許状など) ③健康診断書(検査項

目は身体計測・血圧・尿検査・胸部X線)

※提出書類は返却しません。

申提出書類を持参の上、直接子ども課指導担当(☎65・2112)へ。随時募集しています。

他制度改正により、賃金は変更となる場合があります。

採用職種	応募資格	募集人員	勤務時間	賃金
保育園クラス担任	保育士資格を有する方	若干名	月～金曜日 午前7時30分～午後5時の間の7時間30分 ※土曜日勤務あり	月額219,000円 通勤費を月額4,400円支給
長時間保育業務	保育士または幼稚園教諭、養護教諭、教諭、看護師、保健師の資格を有する方	10人程度	月～金曜日 午後3時30分～6時30分 ※一部勤務時間の延長や土曜日勤務あり	時給1,070円 通勤費を日額200円支給
障害児担当 保育業務	保育士資格を有する方	10人程度	月～金曜日 午前7時30分～午後5時の間の7時間30分 ※土曜日勤務あり	月額201,000円 通勤費を月額4,400円支給
			週3日 午前8時30分～午後4時15分	時給1,070円 通勤費を日額200円支給
保育園事務業務	保育士資格を有する方	若干名	週3日 午前9時～午後3時45分	時給1,070円 通勤費を日額200円支給
幼稚園フリー教諭	幼稚園教諭資格を有する方	1人程度	月～金曜日 午前8時～午後5時の間の7時間30分	月額190,000円 通勤費を月額4,400円支給
幼稚園預かり 保育業務	幼稚園教諭資格を有する方	1人程度	月～金曜日 午後2時～5時	時給1,070円 通勤費を日額200円支給

対象・応募資格 日時・期間 場所 内容 定員・募集人数
 費用 講師 持ち物・提出書類 申込・申請 その他 問合せ先

岩瀬文庫企画展「山田満寛氏記念展・虫愛づる人々」

時 7月4日(土)～9月27日(日) 午前9時～午後5時
 ※月曜日と7月21日(火)、9月22日(休)を除く。

場 岩瀬文庫企画展示室 (2階)

出品資料 『栗氏千虫譜』や『十五番虫歌合』などの岩瀬文庫の蔵書、ヒメタイコウチ・蛾類ほかの昆虫標本など



¥無料

他 展示図録を1冊500円で販売します。

問 岩瀬文庫 (☎56・2459)

『堤中納言物語』より
 「虫愛づる姫君」



【上】『虫品』 【下】『栗氏千虫譜』

● 展示解説

時 7月18日(土)、8月15日(土) 午後1時30分

¥無料

他 事前申し込みは不要

第61回市民体育大会水泳競技大会を開催します

対 市内在住または在勤、在学の方。ただし、市水泳協会員は市外の方でも参加できます。

時 8月23日(日) 午前8時45分開会

場 平坂中学校プール

種目など 下表のとおり

¥無料

出場制限(リレーを除く) ▶中学生の部…各校1種目3人まで。1人1種目。3年生は一般の部(18歳以下)の個人種目のみ参加できます。▶一般の部…1人2種目以内。高校生は一般の部(18歳以下)の個人種目のみ参加できます。

※リレー・メドレーリレーは、1校1チーム。ただし、一般の部を除く。

表彰 各種目1～3位

申 7月23日(休)までに、申込用紙に必要事項を記入の上、直接総合体育館または一色B & G海洋センター、コミュニティ公園、幡豆公民館へ。申込用紙は各施設に用意。

他 小学生の部は7月27日(月)に西尾小学校で開催します。

問 市体育協会事務局 (☎54・0002/総合体育館スポーツ課内)

▼種目など

(単位：m)

種目	種別 (中学 種別 (男・女))	一般 (男・女)							
		18歳以下	19～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
自由形	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	100	100	50	50	50	50	50	50	50
	200	200	200	200	200	200	200	200	200
平泳ぎ	100	100	50	50	50	50	50	50	50
背泳ぎ	100	100	50	50	50	50	50	50	50
バタフライ	100	100	50	50	50	50	50	50	50
個人メドレー	200	200							
リレー	400	200 ※ 1	200 ※ 2		200 ※ 3				
メドレーリレー	400	200 ※ 1	200 ※ 2		200 ※ 3				

※1…4人の年齢の合計72歳以下 ※2…4人の年齢の合計159歳以下 ※3…4人の年齢の合計160歳以上。

認知症介護家族教室を開催します

認知症の方を介護する家族の皆さんを対象に、認知症について学ぶ教室を開催します。参加者同士の交流会も行いますので、同じ介護家族との交流や仲間づくりを通じて、日々の悩みや不安を話し合い、介護の負担を少しでも軽くしてみませんか。

対 初期から中期の認知症の方を介護している家族

※介護していない方や、仕事で介護に携わっている方は参加できません。

日時・内容など 下表のとおり、全6回

場 市役所53会議室（5階）

※第4回は市役所41会議室（4階）

定 20人

¥ 無料

※第1回交流会は、昼食代が必要です。

申 8月21日(金)までに、申込書に必要事項を記入の上、直接またはファクスで長寿課地域支援事業担当（FAX 64・0995）へ。

他 ①申込書は市内の各支所、各地域包括支援センターに用意 ②介護の状況を考慮して参加者を決定し、その結果を締め切り後、1週間程度で通知します。

問 長寿課地域支援事業担当（☎65・2120）

回	日 時	内 容	講 師
1	9月9日(水) 午前10時～午後2時	①作ろうネットワーク ②昼食会（介護者相談交流会）	特定非営利活動法人HEART TO HEART 理事長 尾之内直美氏
2	10月14日(水) 午後1時～4時	学びましょう、認知症のこと ～認知症の基本的な知識～	医師 小長谷陽子氏
3	11月18日(水) 午後1時～4時	上手に使うサービス利用 ～サービスのいろいろ（介護保険など）～	ケアマネージャー 恒川千尋氏
4	12月9日(水) 午後1時～4時	見つめてみましょう、相手の心 ～介護の仕方と介護者の心～	特定非営利活動法人HEART TO HEART 理事長 尾之内直美氏
5	28年1月13日(水) 午後1時～4時	寄り添ってみましょう、相手の心 ～認知症の方へのリハビリ～	作業療法士 長谷川和之氏
6	28年2月10日(水) 午後1時～4時	医者と上手に付き合おう ～医師との関わり方・薬について～	医師 阿部祐士氏

地方創生に向けた意見やアイデアを募集します

2008年に始まった日本の人口減少は、今後、加速度的に進むと見込まれ、消費や経済力の低下が懸念されています。国では、人口減少に歯止めをかけるため、まち・ひと・しごと創生の実現による「地方創生」を目指しています。

「地方創生」とは、地方で「しごと」がつけられ、それが「ひと」を呼び、さらに「ひと」が「しごと」を呼び込むという好循環が確立され、「まち」が活力を取り戻すこと、また、子どもをたくさん産み、育てることができる環境をつくり上げることです。

西尾市においても、国と同様に地域の活力を維持し、人口を増やすための取り組みが必要となっており、今年度「西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

そこで、戦略づくりに向けての意見やアイデアを、次の5つのテーマで、市民の皆さんから募集します。

募集テーマ ①雇用を創出するには ②西尾市への人の流れをつくるには ③西尾市に住んでもらうため



には ④結婚・出産・子育ての希望をかなえるには ⑤活力あふれるまちにするには

応募方法 7月31日(金)までに、住所・氏名・電話番号・テーマ・意見やアイデアのタイトルと内容を記入の上、郵送またはファクス、Eメールで企画政策課企画担当（〒445-8501住所不要/FAX56・0212/✉kikaku@city.nishio.lg.jp）へ。様式は問いません。

問 企画政策課企画担当（☎65・2154）

福祉医療制度のお知らせ

福祉医療制度とは、健康の向上と福祉の増進のため、市内在住で、下記の一定条件を満たす方に対して、保険診療で受診した医療費の自己負担額（食事代を除く）を助成する制度です。

各種医療の対象者は、下表のとおりですので、該当する方は申請してください。母子家庭等医療以外の各

種申請・変更手続きは、各支所でもできます。

保険証と印鑑（スタンプ印は不可）以外に申請に必要なものや助成内容の詳細については、お問い合わせください。

☎保険年金課医療担当（☎65・2106）

医療制度	受給対象者	その他
子ども医療	中学3年生（15歳到達の年度末）までの方	小学校就学時に障害者医療や母子家庭等医療の対象となる方は、該当医療制度に移行します。移行手続きを行ってください。
障害者医療	小学校就学から64歳までで、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1～3級（腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級を含む）の方 ②療育手帳AまたはB判定の方 ③自閉症状群と診断された方	身体障害者手帳1～3級の方と療育手帳A判定の方で、65歳から74歳までの間に後期高齢者医療保険へ移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	65歳から74歳までで、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級の方 ②療育手帳B判定の方 ③自閉症状群と診断された方	身体障害者手帳1～3級の方と療育手帳A判定の方で、後期高齢者医療保険に加入した方は、後期高齢者福祉医療の対象となります。移行手続きを行ってください。
母子家庭等医療	次のいずれかに該当する方（児童が18歳到達の年度末まで） ①母子（父子）家庭の母（父）と児童 ②父母のいない児童と、父母のいない児童を扶養している配偶者のいない養育者	扶養している人数に応じて所得制限があります。 新規・更新申請は、保険年金課でのみ受け付けます。
精神障害者医療	64歳以下で、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方（全疾病）	65歳から74歳までに後期高齢者医療保険へ移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	74歳以下で、次のいずれかに該当する方 ①障害者総合支援法の支給認定による自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた方 ②入院を伴う精神障害の診療を受けている方	75歳以上の方は、後期高齢者福祉医療の対象となります。移行手続きを行ってください。
後期高齢者福祉医療	65歳以上で、後期高齢者医療保険に加入し、次の福祉医療制度に該当する方 ①障害者医療 ②精神障害者医療（全疾病）	移行しない場合は、福祉医療制度が使えなくなります。
	戦傷病者手帳をお持ちの方	—
	75歳以上で、母子家庭等医療に該当する方	—
	75歳以上の市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する方（同一敷地内に親族がいる方や、別世帯の親族の市民税扶養控除対象者を除く） ①単独世帯でお住まいの方（ひとり暮らしの方） ②要介護認定4以上（寝たきり・認知症の方）で3か月以上経過している方	—
養育医療	身体の発育が未熟のまま出生した乳児（未熟児）で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた方	—

※受給中に住所や健康保険証の変更があった場合は、必ず届け出をしてください。

4 勤め先の健康保険などに加入した後は、国民健康保険被保険者証は使用できません

勤め先の健康保険などへ加入した場合、その健康保険が優先され、国保の被保険者の資格がなくなります。医療機関を受診する場合は、新しい健康保険被保険者証などを提示してください。

資格を喪失したにも関わらず、国保の給付を受けると不当利得になり、後日、市に医療費の保険給付分を返還していただくことになります。

Q1 どんな時に不当利得に該当しますか？

A 例えば、次の場合に該当します。

- 会社に就職して健康保険の適用となったが、被保険者証の交付が遅れたため国民健康保険被保険者証を使用してしまった。
- 医師国保や建設国保などの国保組合にさかのぼって加入した。

Q2 医療費の返還後の手続きは？

A 医療費の返還が確認でき次第「診療報酬明細書(レセプト)の写し」を郵送しますので、新たに加入した健康保険などにお問い合わせください。

Q3 医療費の保険給付分の返還とは何ですか？

A 国保に加入している方が医療機関などを受診する際は、窓口で保険証を提示すると窓口での負担は3割(2割または1割)となり、残りの7割(8割または9割)は市の国保から医療費の給付分として医療機関などへ支払われます。このため、資格喪失後の受診により、不当利得の該当となった場合は、この医療費の給付分を市の国保へ返還していただけます。

5 限度額適用・標準負担額減額認定の申請

国保には外来・入院共に、同一医療機関における同一月内での個人単位の医療費自己負担額が一定の金額までとなる「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になると思われる方は、事前に申請してください。

※すでに認定証をお持ちの方には、更新の案内を7月下旬にお送りします。

●認定対象者

▶限度額適用認定…①70歳未満で、国保税に未納がなく、税申告をしている世帯の方 ②70歳以上で住民税非課税世帯の方

▶標準負担額減額認定…市民税非課税世帯の方

持保険証、印鑑(スタンプ印不可)、現在お持ちの認定証、高齢受給者証(お持ちの方)、過去1年間の入院日数の分かる領収書(入院日数が90日を超えている方のみ)

6 新しい高齢受給者証をお送りします

70歳以上で国保に加入している方の医療費の負担割合を、前年所得に応じて再判定し、新しい高齢受給者証を7月末にお送りします。

8月1日以降、医療機関などで受診する際には、保険証と新しい高齢受給者証(色は薄だいたい色)を提示してください。今までの受給者証(色は白色)は使用できません。

●基準収入額適用申請

負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入が次のいずれかに該当する方は、申請をすることで負担割合が1割または2割に変わる場合があります。

該当する方には申請書をお送りしますので、申請してください。

①70歳以上の国保に加入している方が世帯に1人の場合で、その方の収入額が383万円未満

②70歳以上の国保に加入している方が世帯に2人以上いる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満

③70歳以上の国保に加入している方の収入が383万円以上で、同一世帯の後期高齢者医療制度に加入している方との収入の合計額が520万円未満

国民健康保険(国保)のお知らせ

問 保険年金課国民健康保険担当 (☎65・2103)

1 国民健康保険税(国保税)の納税通知書と納付書を発送します

27年度の国保税の納税通知書と納付書を7月中旬にお送りします。納付書は、全期別分(8期分)を一括してお送りしますので、期別や納期限をご確認の上、納付してください。前納報奨金は付きませんが、1年分をまとめて納めることもできます。

また、年度途中で税額に変更があった場合には、税額を変更した納税通知書と納付書を改めてお送りします。ただし、口座振替の方や年金から天引きされる方へは、納税通知書のみをお送りします。

▼27年度国保税納期一覧

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期別	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年1月	28年2月

国保税を算出するのに、27年度は下記のとおり、国保税の軽減措置を拡充します。

●軽減対象となる所得基準額

▶均等割と平等割の2割を軽減

【26年度】33万円+45万円×被保険者数

【27年度】33万円+47万円×被保険者数

▶均等割と平等割の5割を軽減

【26年度】33万円+24万5千円×被保険者数

【27年度】33万円+26万円×被保険者数

2 国保税の納め方

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が会社の健康保険や後期高齢者医療保険などに加入している場合でも、世帯の中で1人でも国保に加入していれば、世帯主が国保税の納税義務者になります。

国保税の納め方には、納付書や口座振替で納付する普通徴収と、年金から天引きされる特別徴収の2通りがあります。特別徴収は、次の①～③全てに該当する方が対象となります。

①国保の加入者全員が65歳以上75歳未満で構成されている世帯の世帯主

※国保に加入していない世帯主を除く。

②すでに介護保険料が特別徴収されている65歳以上の方で年間18万円以上の年金受給者

③国保税と介護保険料の1回当たりに徴収する金額が、2か月に1回支給される年金受給額の2分の1を超えない方

●納付方法の変更について

年金から天引き(特別徴収)される方でも、口座振替による納付(普通徴収)に変更できます。変更を希望する方は、保険年金課または各支所に申し出てください。

持①国民健康保険被保険者証(保険証) ②通帳 ③通帳で使用している印鑑

※すでに口座振替を申し込んでいる方は②、③は不要です。

3 他の健康保険をやめた時などは、14日以内に届け出が必要

国保の資格が新たに発生したり、資格要件が変わったりしたときなどは、14日以内に届け出をしてください。14日以内に届け出をしなかった場合、医療費が全額自己負担になることがありますのでご注意ください。

●届け出が必要な場合

▶国保に入るとき…①他市町村から転入してきたと

き ②今まで入っていた健康保険をやめたとき

③子どもが生まれたとき

▶国保をやめるとき…①他市町村へ転出したとき

②他の健康保険に入ったとき ③亡くなったとき

▶その他…住所、氏名、世帯主が変わったとき

●保険料の計算

$$\text{27年度の保険料額} = \text{均等割額 (45,761円)} + \text{所得割額 (総所得金額など - 330,000円) \times 9.00\% (所得割率)}$$

保険料額は、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」

の合計額です。なお、1人当たりの上限額は年間57万円です。

●保険料の軽減・減免

後期高齢者医療保険料の減額・減免制度には、次のものがあります。

種類	対象者	軽減・減免内容
所得状況に応じた軽減 (均等割額)	総所得金額などの合計が、33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下かつ年金以外の所得がない世帯	均等割額を9割軽減 (軽減後均等割額4,576円)
	総所得金額などの合計が33万円以下の世帯で、9割軽減が適用されない世帯	均等割額を8.5割軽減 (軽減後均等割額6,864円)
	総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+26万円×(被保険者数)以下の世帯	均等割額を5割軽減 (軽減後均等割額22,880円)
	総所得金額などの合計が33万円を超え、33万円+47万円×(被保険者数)以下の世帯	均等割額を2割軽減 (軽減後均等割額36,608円)
所得状況に応じた軽減 (所得割額)	「後期高齢者医療被保険者」本人の総所得金額などの合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方	所得割額を5割軽減
被扶養者だった方への保険料の特例措置	後期高齢者医療の被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方	均等割額を9割軽減 (軽減後均等割額4,576円) 所得割額は課せられません
被災	災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた方	災害の程度に応じて減免
所得激減	事業の廃止や失業などにより、収入が著しく減少した方のうち、総所得金額などが一定額以下の方	所得減少の程度に応じて減免

●保険料の納付方法

保険料の納付方法には、受給している年金から保険料が天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納付する「普通徴収」の2通りがあります。納付方法ごとの対象者は、右表のとおりです。

※納付書で納付する方には「後期高齢者医療保険料納付書」をお送りします。

●納付方法の変更について

年金から天引き（特別徴収）される方でも、口座振替による納付（普通徴収）に変更できます。変更を希望する方は、保険年金課または各支所に申し出てください。

※8月3日(月)までに申請すると、10月から口座振替に変更できます。

持①保険証 ②通帳 ③通帳で使用している印鑑

▼後期高齢者医療保険料の納付方法一覧表

対象者	納付方法
①年金の額が年間18万円未満または後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える方	普通徴収
②資格取得などにより、特別徴収へ移行前の方（前年度が①に該当し、今年度が①に該当しない方を含む）	普通徴収
③特別徴収に該当する方で、口座振替を希望し、普通徴収への変更を申し出した方	普通徴収 (口座振替)
④上記の①②③以外の方	特別徴収

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、高齢の方が安心して医療を受け続けられるようにするための医療制度です。ここでは、後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新や、

今年度の保険料額などについてお知らせします。
☎保険年金課医療担当（☎65・2105）

1 8月から保険証が変わります

●後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新

現在、後期高齢者医療制度に加入している方がお持ちの保険証は、7月31日で使用できなくなります。8月1日から使用できる保険証を、7月下旬に簡易書留郵便でお送りします。受け取る時に、署名または押印が必要です。また、配達時に不在の場合は、郵便受けなどに「不在通知書」が投函されますので、記載された方法で受け取ってください。

※保険証は住民票に記載された住所に送付され、転送されません。送付先を変更したい方は、事前に届け出が必要です。

保険証についての注意事項 ①保険証の貸し借りはでき

ません ②コピーした保険証は使用できません ③保険証をなくした場合などは、再交付の届け出をしてください。

他①保険証の色が変わります ②負担割合（1割または3割）は前年所得に応じて毎年決定しています。保険証の更新に伴い、負担割合が変わることがあります。

●基準収入額適用申請

負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入によっては、申請をすることで負担割合が1割に変わる方もいます。前年の収入が次のいずれかに該当すると思われる方は申請してください。

申請により1割となる方

- ①後期高齢者医療被保険者が世帯に1人の場合で、その方の収入額が383万円未満
- ②後期高齢者医療被保険者が世帯に2人以上いる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満
- ③後期高齢者医療被保険者（世帯内に1人で収入が383万円以上）と同一世帯内にほかの健康保険に加入している70～74歳の方がいる場合で、その方たちの収入の合計額が520万円未満

☑保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、確定申告書の控えなど収入が確認できる書類

●医療費の限度額適用・標準負担額減額認定の申請

後期高齢者医療制度には、医療費の自己負担額が減額される「限度額適用認定」や、入院時の食事の自己負担額が減額される「標準負担額減額認定」の制度があります。対象になると思われる方は申請してください。

※すでに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、27年度も引き続き非課

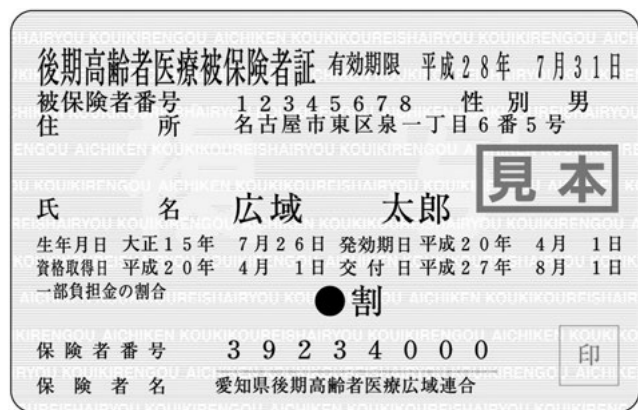
税世帯の方には、新しい認定証を7月下旬にお送りしますので申請は不要です。

☑27年度の市民税（26年所得）が非課税世帯の方
☑保険証、印鑑（スタンプ印は不可）、過去1年間の入院日数の分かる領収書など（90日を超えている方のみ）

2 27年度の保険料額が決まりました

保険料額は、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」や「後期高齢者医療保険料納入通知書兼

特別徴収開始通知書」などをお送りし、お知らせします。



▲後期高齢者医療被保険者証の見本